

広島市立舟入市民病院入院セットレンタルサービスの運営業務
公募型プロポーザル手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立舟入市民病院入院セットレンタルサービスの運営業務
- (2) 内容
別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 履行場所
広島市中区舟入幸町14番11号
広島市立舟入市民病院
- (6) 選定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立舟入市民病院入院セットレンタルサービスの運営業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 広島県内において当サービスに係る実績（当院と同規模以上の病院に対し、過去2年以上）を有していること。
- (3) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、広島市の再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止

処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

(6) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島市立舟入市民病院入院セットレンタルサービスの運營業務公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年2月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

〒730-0844

広島市中区舟入幸町14番11号

広島市立舟入市民病院事務室庶務係（以下「事務室庶務係」という。）

TEL 082-232-6149

FAX 082-232-6156

電子メール funairi-hosp@hcho.jp

ウ 受付方法

電子メールにより、質問書を前記イへ提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、地方独立行政法人広島市立病院機構のホームページへ掲載する。

4 提案申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案申込書（様式1） 1部

イ 会社概要（様式2） 1部

ウ 企画提案書（様式4） 正本1部、副本11部

エ 添付書類

（ア） 定款

（イ） 登記事項証明書または登記簿謄本

（ウ） 過去3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料）

（エ） 事業概要（設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など事業者の概要がわかるもの）

（オ） 広島市税、消費税及び地方消費税の納税証明書（3か月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

令和6年2月9日（金）から令和6年3月1日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

事務室庶務係（上記4(1)イに同じ。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

5 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

6 受託候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

7 契約の締結

受託候補者は、広島市立舟入市民病院入院セットレンタルサービスの運営業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。